

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 8 6 号		
件 名	紙おむつの支給に関することについて		
要 旨	<p>市は、2020年10月に紙おむつ支給制度の改正を実施して、多くの方々の紙おむつの支給を中止しました。</p> <p>この件で、市から認知症高齢者の日常生活自立度について書かれた手紙が届いたので、2020年9月に介護認定修正手続きを行いました。市からは、2020年10月2日、区分変更の申請を却下するとした通知が届きました。却下した理由を問い合わせたところ、2019年の介護度と2020年の介護度が同じだったためということでした。紙おむつ支給に関しての市からの手紙では、要介護1でも認知症の場合は日常生活自立度が関係すると書いてあり、2019年12月に比べ2020年9月の日常生活自立度が明らかに変化しているのにもかかわらず、要介護度が変わっていないことを理由に却下されました。現状の日常生活自立度を見ていただけなかったことは納得いきません。</p> <p>以上のことから次の2点を求め陳情いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 市は2020年9月まで実施していたように、紙おむつの支給中止をやめ、従来の支給に戻すこと。</p> <p>2 今現在の認知症高齢者日常生活自立度で紙おむつ支給の認定の検討をすること。</p>		
付 託 年月日 委員会	令和2年12月2日	第1項 第2項	} 市民厚生常任委員会
受 理	令和2年11月5日	第352号	